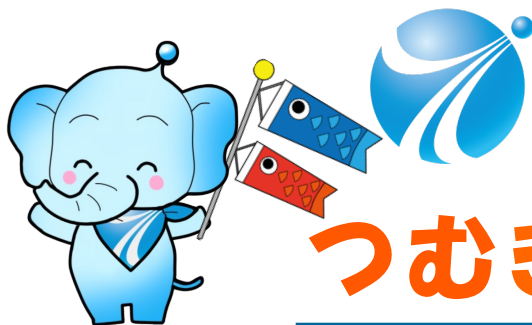




つむぎだより No.25

＝ババつむぎ＝

さて、当法人の期末となる4月に、決算イベントとして、今まではビンゴゲーム大会をしておりましたが、今回はババ抜きで勝負！（「ババ嵐」ではなく「ババつむぎ」です）2つのグループに分かれて、景品をかけて争いました。

マスクをしているので表情はわかりにくいものの、眼で分かる人、全く見当のつかない人などそれぞれで、大いに盛り上がりました！「最弱王」は、男性スタッフに決定し、「最弱王」の王冠（段ボールで手作り）を贈呈しました。次回は、誰に引き継がれるのか、それとも二度目の「最弱王」となるのか、乞うご期待！！

追伸：この度、事務所の入り口でつむぎちゃん、応接室でもブロックのつむぎちゃんがお出迎えすることとなりました。代表 川端氏のご子息（長男、次男）の作品です。なかなかの出来栄ですので、お寄りになった際には、ぜひともご覧ください。（川東）

1、「自転車月間」です！企業の自転車管理について

◆増えている自転車の業務利用

ご存じですか？5月は「自転車月間」です。新型コロナウイルスの影響により、「運動不足解消のため」「満員電車の密を避けるため」「在宅の時間が増え、近所で用事を済ませるようになったため」などの理由で、自転車利用が増えています。政府も積極的な自転車利用を推進しているところであり、自転車での通勤や業務での利用を認めるようになったという企業も多いのではないのでしょうか。

一方で、自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合に、加害者が高額な損害賠償を命じられる判決事例も、相次いでいます。業務中・通勤途上の自転車事故については、使用の実態や事故発生時の状況により会社責任が問われることもあり、注意を要します。

◆「保険加入」は確認できていますか？

特に注意して確認したいのは、自転車保険等への加入です。

被害者救済の観点から、自転車活用推進本部（本部長：国土交通大臣）が作成・通知した「自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例」に基づき、自転車保険への加入を義務付ける条例が制定されているのは、2021年4月1日時点で、22都道府県・10政令指定都市です。また、10都道府県・1政令指定都市では、義務化まではしていないものの、保険加入を努力義務としています。

たとえば東京都では、自転車の利用者に対し、対人賠償事故保険への加入が義務化され、あわせて、自転車を業務で使用する事業者にも同様の義務が課されました。

また、自転車を通勤に利用する従業員がいる事業者にも、自転車通勤者が保険に加入していることを確認する努力義務が課されています。

◆リスク管理のために

自転車の業務利用を許可制としている会社は多いと思われますが、許可に際して、対人賠償事故保険に加入しているかを確認することは、リスク管理上、必須といえます。

許可基準として、「通勤／業務に使用する自転車に関する事故につき、損害賠償責任の保険金額が無制限の保険を契約していること」などが設けられているか、確認しましょう。



＝季節のコラム＝

目に木々の緑が眩しいこの頃ですが、道端や河原では、ヨモギが青々と茂っています。

古代より、食用や薬用に利用されてきたヨモギは、沖縄では「フーチバー」と呼ばれ、薬草として風邪をひいた時に雑炊にして食べるそうです。韓国ではヨモギを煎じた蒸気を下半身に浴びる「よもぎ蒸し」という民間療法が愛用されています。

そして日本ではもちろんお灸。5月頃に採取した葉を乾燥し、臼に入れて粉末状に砕き、ふるいにかけて、毛だけを集めた物が、もぐさ(艾)になります。

西洋でも婦人科の病気に用いられてきたため、その属名 Artemisiaは、「女性の健康の守護神」であるアルテミスの名にちなんでつけられています。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00~18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

◆「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとは

全国の学生等を対象に、特に新入学生がアルバイトを始める4月1日から7月31日までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的とした厚生労働省発のキャンペーンです。厚生労働省や各都道府県労働局が相談コーナーを設置したり、リーフレットやポスターの配付等を行うもので、平成27年度から実施しており、今年で8年目になります。

◆重点的な呼びかけ事項

確認すべき点が5つ挙げられています。

- ① 労働条件の明示
- ② シフト制労働者の適切な雇用管理
- ③ 労働時間の適正な把握
- ④ 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑤ 労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

◆事業主における注意・確認ポイント

この機会に、事業主も改めて以下の点を確認しておきましょう。

- ① 書面による労働条件は用意しているか
(メール添付等でも印刷ができれば可)
- ② 勤務シフトの設定は適切か
- ③ 労働時間は適切か
- ④ 商品の強制購入はさせていないか
(代金を賃金から控除することも禁止)
- ⑤ 遅刻や欠勤に伴う損害賠償や労基法に違反する減給はしていないか

詳細は以下をご参考ください。

【厚生労働省「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24965.html



3、今月のおすすめ本

今月は「春の来ない冬はない『易経』のおしえ」(出版:実業之日本社 著者:竹村亜希子)をご紹介します。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、著者の竹村さんは「易経」関連の書籍をたくさん出版されています。

そもそも「易経」は、中国古典のなかで一番古いものであり、「易」という占いとしても現在に残っています。もちろん学問なので、とても難しく、なかなか読み解くことができません。この易経を竹村さんがとても分かりやすく説明してくれているのです。

コロナで通常の生活が奪われ、息苦しい状況が長く続いています。が、「変化」を恐れず、どのように過ごしていけばよい

か、また「学ぶこと」がどれだけ大切かを教えてくれています。

真面目に最初から読まなくても、気になるところをちょこっと読む、ということもできますので、いろいろと考えたいとき、どうしようか迷っているときのヒントになる一冊です。

(川東)

